

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市障害者扶養共済制度 加入者としての地位の喪失	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年12月22日条例第63号）第18条 ・堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年3月31日規則第104号）第14条及び第15条 	
所 管 課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、加入者は地位を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者が死亡したとき 2. 加入者の身体に著しい障害を有することとなったとき 3. 扶養する障害者が死亡したとき 4. 脱退の申出をしたとき 5. 加入者が本市の区以外に転出したことに伴い、他の地方公共団体の共済制度に加入したとき <p>※ 掛金の納付を3月滞納した場合、加入者の地位を失う場合がある。</p> <p>口数追加加入者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、口数追加加入者としての地位を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき <p>※ 掛金の納付を3月滞納した場合、加入者の地位を失う場合がある。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第2号に規定する「条例上必要とされる資格が失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が客観的な資料により直接証明されるもの」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	